

## <総合計画見直しの概要>

### 1 総合計画を取り巻く背景

- (1) 平成23年の地方自治法改正により総合計画の策定義務に関する規定が削除された。  
⇒これに伴い、各市町村では総合計画の必要性について、主体的に判断することが必要となった。

#### <総合計画の必要性と法的根拠>

- ア 総合計画は、長期的なまちづくりの指針として今後とも必要である。  
イ 総合計画の基本構想は、議会の議決を経て策定する。  
⇒総合計画の法的根拠は「吹田市自治基本条例」に求めるものとし、必要な改正を行う。

### 2 社会情勢の変化とめざす計画像

#### (1) 社会情勢の変化

- ア 市民のライフスタイルの変化などにより、市民ニーズが多様化、高度化されている。  
イ 「新しい公共」の考え方など、多様な主体が主役となり様々な取組みを進めるとともに、相互に連携・協力する取組みが注目されている。  
ウ 経済の大幅な回復が見込めないことや、少子高齢化が進行し、市税収入の減少、社会保障関連費の増大することを要因とした財政構造の悪化が懸念されている。  
エ 国や府の制度改正への対応や、行政需要の変化に対し、迅速かつ適確に対応することが求められている。



社会情勢の変化に対応するためには、総合計画の基本構想を含む全体をとおしての再構築が必要  
<総合計画見直しのポイント>

- 1 時代の流れをふまえた新たな協働へ向けて、これまで取り組んできた協働をさらに進化させる。  
⇒市民、事業者など様々な主体が目的や目標を共有し、まちづくりの目標に向けた行動を喚起する「分かりやすい計画」とする。
- 2 限られた経営資源の最適活用などの戦略的な視点を重視し、さらに効率的・効果的な行政運営を行うとともに、その取組み姿勢を市民に対して明確にする。  
⇒戦略的なまちづくりの方向性や重点化する取組などを明確にした「分かりやすい計画」とする。
- 3 時代の変化に迅速に対応できる仕組みとして、総合計画と各分野別計画との役割分担を整理し、より市民に近いところへ権限を移す仕組みを確立させる。  
⇒総合計画と環境や都市計画などの分野別計画との関係を整理し、知りたいことが見つけやすい計画、施策の影響範囲などが分かりやすく、広い視野に立った施策検討を後押しする計画とする。

### 3 総合計画の計画期間

- (1) 第3次総合計画(基本構想・基本計画)の後期計画として、計画期間は平成26年度～平成32年度までの7年間とする。  
※ただし、基本計画は首長選挙の実施時期に合わせ、公約やマニフェストで示された方向性との検証や確認作業ができる仕組みを導入する。
- (2) 実施計画については3年間に変更する。(ローリング方式での毎年見直し)

### 4 総合計画見直しのスケジュール

- (1) 平成24年度から平成25年度にかけて総合計画の見直し作業を実施し、平成25年12月議会にリニューアルした総合計画(基本構想)を提案する。  
※見直し作業の実施にあたっては、市民や関連団体などの各種意見を広く聴くとともに、専門的な視点や大所高所の視点など多角的な見地から検討を進めていきます。